

新 (R50401 改定版)	現 行
<p style="text-align: center;">建築関係工事における週休2日促進工事試行要領</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 用語の定義</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 週休2日促進工事 4週8休以上_____の現場閉所(現場 場休息)を行ったと認められる工事をいう。</p> <p>(3)~(6) (省略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>3 対象工事 災害復旧工事や社会的要請などの理由から週休2日の実施が困難な工事等を除く、福島 県土木部が発注及び受託する全ての建築関係工事を試行の対象とする。 <u>なお、災害復旧工事等の本試行対象外工事であっても、受注者が週休2日の実施を希望 する場合は、受発注者協議の上で試行の対象とすることができる。</u></p> <p>4 発注方式 <u>発注者指定型(発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式)</u>とする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>5 積算方法等</p> <p>(1) 補正方法 週休2日促進工事において、以下の_____</p> <p>_____補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市 場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費、ただし見積り単価を除く)を補 正する。</p> <p>_____4週8休以上(現場閉所(現場休息)率28.5%(8日/28日)以上)</p> <p>1. 05</p>	<p style="text-align: center;">建築関係工事における週休2日促進工事試行要領</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 用語の定義</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 週休2日促進工事 4週8休以上、<u>4週7休以上4週8休未満、4週6休以上4週7休未満</u>の現場閉所(現 場休息)を行ったと認められる工事をいう。</p> <p>(3)~(6) (省略)</p> <p><u>(7) 4週7休以上4週8休未満</u> <u>現場閉所(現場休息)率が、25%(7日/28日)以上28.5%未満の場合。</u></p> <p><u>(8) 4週6休以上4週7休未満</u> <u>現場閉所(現場休息)率が、21.4%(6日/28日)以上25%未満の場合。</u></p> <p>3 対象工事 災害復旧工事や社会的要請などの理由から週休2日の実施が困難な工事等を除く、福島 県土木部が発注及び受託する全ての建築関係工事を試行の対象とする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>4 発注方式 <u>次の(1)又は(2)のいずれかによる方式</u>とする。 <u>なお、(2)受注者希望型で一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、発注 単位で取り組むかどうかを協議することができる。</u></p> <p><u>(1) 発注者指定型</u> <u>発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式。</u></p> <p><u>(2) 受注者希望型</u> <u>受注者が工事契約後、工事着手前(総合施工計画書提出前)までに発注者に対して週 休2日の実施について、監督員(発注者)と協議したうえで取り組む方式。</u></p> <p>5 積算方法等</p> <p>(1) 補正方法 週休2日促進工事において、以下の<u>アからウまでの現場閉所(現場休息)の状況に応 じた</u>補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市 場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費、ただし見積り単価を除く)を補 正する。</p> <p><u>ア</u> 4週8休以上(現場閉所(現場休息)率28.5%(8日/28日)以上)</p> <p>1. 05</p>

